

●香川県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年1月26日から同年2月16日まで一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗林停車場今里線（163号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市桜町2丁目675番3地 先から 高松市楠上町2丁目666番9 地先まで	11.0～15.1	92	平成27年香川県告示第301号 で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成28年1月27日